

公有財産用途廃止申請書（普通財産買受申請書）の提出について

市が管理する公共物の用途廃止申請、普通財産買受申請を行う場合は、次に掲げる書類を添付してください。

1. 添付書類

原則として次に掲げる書類等を添付してください。ただし、公共物管理者が認める書類等については、その添付を省略することができます。

① 用途廃止に伴う利害関係人の同意書

ア 隣接土地所有者

申請地に隣接する全ての土地の所有者。なお、登記名義人が死亡している場合は原則として相続人全員、または共有地の場合は原則として共有者全員の同意書

イ 地元の住民代表として行政区長

ウ 水路の場合は、水利組合又は土地改良区の代表者

② 位置図（縮尺五万分の一以上のもの）及び付近見取図（住宅地図でも可）

③ 登記所備付けの地図又はこれに準ずる図面の写し

④ 実測平面図（250分の1又は500分の1）

⑤ 地積測量図（250分の1又は500分の1）

2. 申請書提出先

用途廃止 南相馬市役所建設部土木課維持係（Tel 24－5258）

買受申請 南相馬市役所総務部公有財産管理課財産管理係（Tel 24－5405）